

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

公告

目次

◆監査公告 昭和二十八年度に係る「教育委員会事務局」の定期監査の結果公表

◆鳥取県監査公告第百十八号

地方自治法第百九十九条の規定に基づき、昭和二十八年度に係る「教育委員会事務局」の定期監査を執行したので、その結果を次の通り公表する。

昭和三十年二月二十八日

鳥取県監査委員 加藤 定 治
同 角 田 健太郎

監査箇所

執行年月日

管理課

昭和二十九年十月十三日

社会教育課

同 年十月十四日

健康教育課

同 日

委員室

同 年十月十五日

指導調査課

同 日

学事課

同 年十月十六日

管理課

十月十三日監査

監査委員 岸本 政嘉

同 木南 貞治

同 加藤 定治

同 角田 健太郎

監査概況

一、教育財産の取得管理処分、小、中学校の敷地の設定及び変更並びに校舎その他建物の管轄、保全の計画実施指導、県立学校施設の整備、管轄並びに設備、その他需要物品に関する事、産業教育振興、建築設計、監督等掌理し、課長ほか十四名(一名長欠)で施策も強力に推進しており、その運営は円滑であると認められた。

二、産業教育振興事業は国庫補助一千一百万円、県債二千二百万円、計三千三百万円のほか、寄附金一百五十万円、合計三千四百五十万円の予算のうち三千四百三十九万四千円にて、整備充実に著々と実績をあげており、法施行前との比較において現有量八千六百一十万円に対し、一億二千九百四十四万四千円、また現有率二五%であつて四千三百四十三万四千円(増(一一%)になつており、その成果はみるべきものがある。

三、県下高等学校は設置基準に即応したものがなく、漸く

一校(米子東校)のみ暫定基準(案)に当る程度である。高等学校整備五ヶ年計画により年々整備に努めているが震災、火災等復旧工事並びに再編成による分離統合に伴う諸整備に追われ、なお、県財政に制約され遅延している。これがため更に五ヶ年計画を樹て、未解決分の整備と拡充を実施することとしているが、当局の配慮と援助により、計画推進に格段の努力を望む。

四、公立小、中学校施設整備促進については、国庫補助金の獲得に関係当局は熱意と努力をもつて成効し、昭和二十八年年度における市町村の建築年次計画は概ね順調に実施されており結構と認められた。

なお、今後の補強整備するについても一層の配慮と監督指導に努力されたい。

五、高等学校需要費については、中国五県平均単価は生徒一人当り、七百円のようにあるが本県は五百六十円である。一方P、T、A、負担はその限界に達してお

り、この上、P、T、A負担は期せられないと認めるので中国五県平均単価を考慮し、当局の善処を要望する。

六、高等学校管理について県有財産条例を設定する等して非常災害の未然防止に努めているが、特に火災の原因となる電気配線の改修は急を要するものと認められたので、これが経費の計上について当局の善処を望む。

七、産業教育振興法第三条第四項による内地留學(現職教育)について、国より十人の枠があつたのであるが自治体の弱体に起因し、その半数(五人)が六ヶ月間東大、京大、東北大等において一人平均四万五千円で見職教育を受けたのみで半額は返納している。財政的事情もあろうが折角の研修の好機を逸することは大局の見地からこの振興にプラスとはならないので補欠教員の確保、期間の短縮等あらゆる創意工夫のもと、所期の目的を達し得るよう留意されたい。

八、県有財産台帳を整備している学校は、二十三校中鳥取県東校ほか十一校で約半数が完結していないのは遺憾である。しかしながら担当者長欠中により相互協力で事務職員と密接な連絡を堅持し、著々推進し年内完了の見透しのようなものである。その内容は区画不明確なもの、未登記のもの、また登記面と実情と合致していないため土地移転登記、地目変更等要するものである。これは実情はあくが適時適所に行なわれていないためであるので(二十万円要求、金額おとされている)適切な措置を望む。

九、経理・出納その他一般事務処理は概ね適正と認められた。

社会教育課

昭和二十九年十月十四日監査
 監査委員 岸 本 政 嘉
 同 木 南 貞 治
 同 加 藤 定 治

監査概況

同 角田 健太郎

一、課長以下一五名の職員をもつて社会教育全般に亘る事項を管掌し、図書館、科学博物館に関する事項を担当しているが、各支所、県社会教育委員会及び市町村社会教育委員会等とも緊密な連携を保ち、成人及び青少年を対象とする社会教育活動の企画推進及び施設の充実促進に努めているものと認められた。しかし当課所管の事務は、知事所属の公明選挙啓蒙、農業改良普及、生活改善、社会福祉、保健衛生、その他諸般の行政或いは事業と密接な関係があるが、これらの担当部課とも連携し、概ね円滑に処理しているが、なお一層努力を要するものと認められた。

しかしながら一般社会の現状から見て社会教育は未だしの憾があるが、一面これに要する経費はほとんど純果費によるものが多く、徹底を期し難いものとかんがえるので、教育委員会及び果当局は十分考慮された

5。

二、公民館の整備拡充については本館一三三、分支館三九(旧町村)分館五六七、となっており、モデル公民館の指定育成に努めているが、全般的に見ると専用建物二七、専任職員五六名の現状であつて常時積極的な公民館活動を遂行する上、支障が多く、本年度施設に対する国庫補助二十万円(日野上)果費補助は五館に對し合計四十万円助成しているが、この程度では到底施設の充実は期待できないものとかんがえるので対策を考究されたい。なお果費補助額決定に當つては一層妥当な基礎により算定するよう留意されたい。

三、勤労青年に對し実生活に必要な職業又は家事に関する知識及び技能を習得させ、並びにその一般的教養を向上させる目的で昭和二十八年八月十四日法律第二百一十一号をもつて青年学級振興法が公布施行され、県下百十八市町村中七五%にあたる八三市町村に一四二学級開設され学級生は九、一六〇名に達している。こ

れに要した市町村の青年学級経費総額は七百二十六万九千円、一学級当り五万一千円であり、これに對し果費補助金一百七十九千円(国庫七十七万九千円、果費三十万円)を交付しており、振興法の説明会、青年学級主事講習会、同学級指定及び研究協議会の開催等により成果をおさめているものと認められた。今後国庫補助獲得にはなお一層努力し、社会の有為な形成者の育成に寄与されるよう要望する。

四、経理その他事務は概ね適正と認められた。 催康教育課

昭和二十九年十月十四日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 木 南 貞 治

同 加 藤 定 治

監査概況

一、会社体育の普及向上を図るため体育指導者の養成に重点を置き逐年各種講習会、及び研究会を開催している

が、その反面、学校体育と異り普及徹底に期し難い面が窺れる。即ち社会体育指導者は自己市町村の組織団体の活動如何により左右されており、特に公民館未設置町村或いは体育団体未組織町村はその熱意に欠け低調のようであるので、これらの町村団体に對しては社会教育課と密接な連携を保ち社会体育の振興に一層努力されたい。なお各種講習会、研究会等の種目の選択及び開催地、時期等は都市偏重の嫌もないもので郡部等の希望意見も充分考慮すべきである。

二、文部省の指示により二十七年より社会勤労者を対象とした各年令層別に運動能力調査を抽出的に行い引継ぎ二十八年度も県下三十六団体(三十五町村)市実施しているが、只単なる調査報告の集計事務に終ることなくこれらの貴重な資料を基として今後の社会体育、施策面に活用すべきことが肝要と認められるので考究された。

三、県下における養護教員の設置状況は一〇八人で学校

数に対する設置率は三七、一%で逐年減少しつつある

傾向は憂慮すべきであり養護に対する感心が必ずしも
あるとはいえないが教壇に立つ教員の獲得に懸念とな
つていれるものと考察するので一層の養護思想の普及徹
底を図り学校衛生の万全を期することが肝要と認む。

四、教職員の健康管理については健康診断及び身体検査等
により一〇〇%の受診実績を挙げているにもかかわらず
予現在休養者一四六名であり二十八年度に休職発令し
たもの六六人(内自発的二七人、集団検診三九人)復
職者四〇人、退職者二三人(休職者で期限満了のもの)
死亡一人であり年次増昇の一途を辿っていることは憂
慮すべきであり欠員の補充により勤務の軽減及び環境
衛生等について一層の配意をなし教職員の健康管理に
ついて努力を望む。

五、経理出納事務は概ね適正と認められた。

委員室

昭和二十九年十月十五日監査

監査委員 岸本 政嘉

同 加藤 定治

同 角田 健太郎

監査概況

一、教育委員会の運営と事務局内部組織に関する事務を
所掌する当室の運営については、前年度監査に指摘し
た事項にそれぞれ検討を加えて概ね適切に運営し、特
に本年度は教育次長の転出を機に専任室長を置き、活
潑、かつ円滑に事務を処理しているものと認められた。

二、事務局内部組織、ことに各支所の組織の簡素化は、
経費の節減、職員配置の合理化及び事務能率向上の見
地から、その実現を期待していたが十二月一日附をも
つて従来の六支所を東、中、西部三支所に統合し、職
員五名を減じたけれども実質的強化したことは結構で
ある。

指導主事は所定の免許資格を要し、一般事務職員、
或るいは教職員と職務の性質を異にするのであるが、
従来主事及び教諭をこれに充当していたのを八月一日
附をもつて、すべて指導主事に任命替したことは妥當
の措置である。

三、局内各課連絡調整及び委員会事務の処理等は概ね円
滑に処理しているが、教職員定数の決定及び教育費の
問題、或いは地方教育委員会との制度運営の問題等は
財政的見地からしても重要な課題と認めるので各主管
課を督促し、委員会として積極的考究し、善処し得る
よう努力すべきである。

四、経理、その他事務処理は概ね適正と認められたが、自動
車購入及び修理に当つて、その処理に一層慎重を期す
べきものがあつた。

指導調査課

昭和二十九年十月十五日監査

監査委員 岸本 政嘉

同 加藤 定治

同 角田 健太郎

監査概況

一、当課の事業費は逐年制約を受け特に指導部面におい
ては、充分な活動が困難な実情にあるが僅少経費をも
つて事業成果を挙げるべく努力しているものと認め
た。しかして当課の指導業務は学校教育のもつとも重
要な根幹をなすものであり、その経費は殆ど役務的経
費であるが他の事業費と異りその効果を直ちに期待す
ることは望み得ないけれども県当局はこの点を考慮し
予算措置を講ぜられたい。

二、児童、生徒の文化振興対策については従来から常に
意を用いていたが、特に二十八年度経費二十一万円
(報償費)をもつて各学校、文化団体等の協力を得て

全県下に亘り児童生徒の文化祭を開催したことは適切な措置であり、引続き二十九年度も計画し予算措置を講じているが、既定予算の節減により計画も一部見送り状態であつたが、計画遂行につき県当局は配慮された。

三、才出予算執行に当つては、予算額僅少のため各支所に対して過少経費を配当しているが、実情に即するよう最低限度の経費を確保し効率的に執行するよう配慮が必要である。

四、教育に関する調査、企画については今一層努力されたい。すなわち従来に行つていない教育調査事項は殆ど文部省指定のものであるが、教職員定数条例すら未だに制定されていない現状にかんがみ、果独自の諸調査を行い合理的基礎に基く教育行政諸施策を策定し、これを推進すべきである。

なお県当局においても予算的考慮すべきである。

五、経理出納事務は概ね適正と認めたとが予算目的につい

て一層留意された。

学 事 課

昭和二十九年十月十六日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 木 南 貞 治

同 加 藤 定 治

同 角 田 健 太 郎

監査概況

一、教育費の大部分を占める人件費は、毎年度県当局と折衝をくりかえしているが、法律の定めるところにもかかわらずいまだ定数条例を制定するに至つていない。

このため本年度は、前年十二月一日の現員現給により予算措置し、昇給昇格に要する経費は退職による余剰をもつて充当する意向のようであつたが相当数の整理退職、勧誘退職があつたけれども給与改訂費及び定期昇給費に不足し、二月最終定例県議会において追加

予算措置を講じ差額支給している。関係当局は財政の計画的執行運営の面から考究し条例によつて、財政事情立地条件その他教育施設の特殊事情等を考慮し、教育水準効率を低下させない適切妥当な基準を定め、生徒、児童数の増減或いは学校の設置、廃止、教科課程の改変等に伴い毎年度機械的に異動し得る定数を決定するよう積極的措置が緊要と認める。

二、定時制高等学校教育の振興については関係者の努力を認めるが、施設その他の不備にもよるが、入学志望及び生徒の動態から見て設置目的に即しないものがあり、中には全日制高等学校の予備校的な運用がなされている傾向もあるので、これらは予算の趣旨に照し検討すべきである。ことに教科課程の設置募集定員の決定については一層効率化するよう留意されたい。なお夜間部の職員の中全日制の職員を兼任し講師手当を支給しているが、正当な時間外手当に比し極めて少額なものと認めるので調査の上善処されたい。

三、義務教育費国庫負担法の施行に伴い、小、中学校、盲ろうあ学校の該当職員に対し国庫支出されているが精算の結果五百五十三万余円収入不足となつている。なお国庫支出金の減収に対し執行不用額が多いので今後留意されたい。

四、経理その他事務は適正と認めた。